

平成 29 年度農産物放射性物質モニタリング検査について(概要版)

施行：平成 29 年 4 月 1 日
栃 木 県 農 政 部

国のガイドラインやこれまでの検査実績を踏まえ、効果的かつ効率的にモニタリング検査を継続し安全確認を徹底する。

◆検査の基本的な考え方

項目	内容
位 置 付 け	原子力災害対策特別措置法に基づき、地方公共団体の防災対策の一環として環境モニタリング（農産物モニタリング検査もその一部）を実施 農産物の出荷制限の要否を判断するために実施
対 象 核 種	・放射性セシウム
対 象 品 目	<ul style="list-style-type: none"> ・販売目的で生産される品目 （ <ul style="list-style-type: none"> ・指定品目及び検査実績が無い品目は必ず検査する ・類似品目は「科」を基本にグループ化して検査 ただし指定品目は品目ごとに検査 ・加工品は一部品目のみ実施（基本は自主検査）
検査単位（区域）	・汚染状況重点調査地域は市町単位、他の地域は JA の区域（JA 足利と JA 佐野は一区域） ただし、指定品目は、市町（旧市町村）単位
検 査 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷前 ・長期出荷品目は地域の実情に応じて定期的な検査を実施する
検 査 頻 度	・毎週 1 回を基本に、必要に応じて追加
検 査 密 度	(1) 指定品目 <ul style="list-style-type: none"> ① 出荷制限中又は前年度に出荷制限を解除した品目 当該市町 3 点、他市町 1 点 ② 前年度に基準値の 1/2 を超過した品目 当該市町 3 点、他市町 1 点 ③ 前年度に基準値の 1/5 を超過した品目 市町 1 点 ④ 生産量が多い穀物類（米、大豆、そば） 市町 3 点または 1 点 ⑤ 同左 ⑥ 産出額 1～30 位の品目 ※⑥について、11～30 位の品目は直近 3 年中 2 年 ND の場合は、原則として指定品目外とする。 (2) 同左
公 表	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、県 HP に掲載 ・基準値超過等の場合は県政記者クラブ資料提供
検 査 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・指定品目：農業試験場 ただし、指定品目Ⅱと指定品目Ⅲについては、2 回目以降の検査、また緊急の場合は農業振興事務所でも可とする（米、大豆、そば、麦を除く） ・指定品目以外の品目：原則、農業振興事務所
結 果 通 知	・希望者に発行